

妊婦のための支援給付

(流産・死産等でお子様を亡くされた方へ)

支給対象者

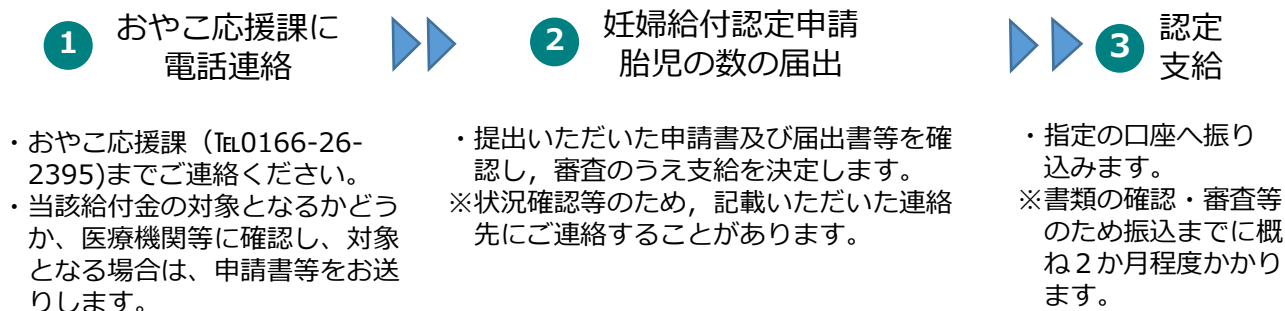
旭川市に住民登録のある妊娠された方 ※胎児心拍の確認等の条件があります。

支給額

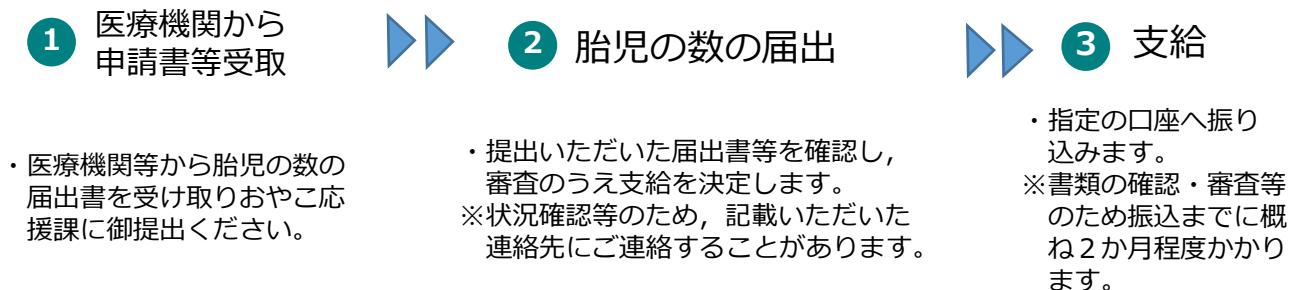
- (1) 妊婦のための支援給付（1回目） 妊娠1回あたり 5万円
※出産応援ギフトの支給を受けた方は対象となりません。
- (2) 妊婦のための支援給付（2回目） 妊娠したお子様1人あたり 5万円

申請方法

(1) 妊娠届出前に流産・死産等でお子様を亡くされた方



(2) 妊娠届出（妊婦給付認定）後に流産・死産等でお子様を亡くされた方



申請に必要なもの

(1) 妊婦のための支援給付（1回目）

- ① 妊婦給付認定申請書
- ② 口座情報の確認ができる書類（通帳やキャッシュカード等）の写し
- ③ 本人確認書類（運転免許証, マイナンバーカード等）

(2) 妊婦のための支援給付（2回目）

- ① 胎児の数の届出書
- ② 口座情報の確認ができる書類（通帳やキャッシュカード等）の写し
- ③ 本人確認書類（運転免許証, マイナンバーカード等）の写し

こんなときは？

Q. 住民票が旭川にない場合でも申請可能ですか？

A. 申請する時点で住民票のある市町村からの支給となりますので、手続き等は住民票のある市町村に御相談下さい。

Q. DV被害等により避難している（住民票と異なる住所に住んでいる）場合はどうなりますか？

A. 住民票のある市町村からの支給となります。
必要な手続き及び状況等について、住民票のある市町村に御相談下さい。

Q. 人工妊娠中絶の場合は申請できますか？

A. 申請可能です。（胎児心拍の確認等の一定の条件があります。）

Q. 医療機関の診断書は必要ですか？

A. 本市では、妊娠届出前に流産等でお子様を亡くされた方については、本市から医療機関に診断結果を照会いたしますので、診断書を添付いただく必要はありません。

Q. 所得制限はありますか。

A. ありません。

Q. 金融機関の口座がない場合はどうしたらよいですか。

A. 口座開設など困難な場合は、窓口での支払いも応じますのでおやこ応援課まで御相談ください。

Q. 妊婦のための支援給付の振込先を世帯主・パートナー等とすることは可能ですか。

A. 妊婦等支援給付は支給の対象が妊娠された方とされていることから、妊娠された方以外に振込を行うことは出来ません。

お問合せ先

旭川市子育て支援部おやこ応援課（平日8：45～17：15 土日祝日除く）

☎ 0166-26-2395

〒070-0031

旭川市1条通8丁目187-1 ツルハ旭川中央ビル2F